

入札条件

【建設工事例】

※■は、適用を示す。

入札保証金	<input type="checkbox"/> 必要とする <input checked="" type="checkbox"/> 免除（設計金額3億円未満、又は町内に営業所を有する場合）
入札違約金	入札保証金を免除した場合において、落札者が契約を締結しないときは、落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の10に相当する金額を違約金として納入のこと。
契約保証金	<input type="checkbox"/> 必要とする <input checked="" type="checkbox"/> 免除（設計金額1,000万円未満の場合）
入札方法について	<p>① 電子入札システムを使用して入札書を提出すること。 ただし、書面参加者は、書面により3桁のくじ番号を記載した（くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。）入札書を作成の上、次の事項を記載した封筒に封入して、持参により提出すること。 ア 提出者の商号又は名称 イ 入札書が在中している旨 ウ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日</p> <p>② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>③ 提出された入札書又は工事費内訳書の書換え、引替え、又は撤回は、認めない。</p>
工事費内訳書について	<p>① この工事は、入札参加者から、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。入札の際に、工事費内訳書の提出がない場合、入札に参加することができない。工事費内訳書の提出方法等については、電子入札システムを使用して入札書を提出する際に、添付して提出すること。ただし、電子ファイルの容量の問題により添付しての提出ができない場合には、書面又は電子媒体で提出することができる。 なお、書面参加者は、書面により工事費内訳書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。 ア 提出者の商号又は名称 イ 工事費内訳書が在中している旨 ウ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日</p> <p>② 工事費内訳書については、本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載を求めるが、様式は指定しないものとする。</p> <p>③ 提出された工事費内訳書が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす（その者の行った入札を無効とする。）。 ア 記名押印がない場合 （電子入札システムを使用して提出された工事費内訳書を除く。） イ 工事名に誤りがある場合 ウ 本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載がない場合 エ 入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合</p> <p>④ 入札参加者は、適切な見積りに基づいて入札するよう努めなければならない。</p> <p>⑤ 入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められる場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。 談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出するものとする。</p> <p>⑥ 工事費内訳書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。</p> <p>⑦ 提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。</p>
落札者の決定方法	地方自治法施行令第167条の10第2項（最低制限価格の設定）により決定する。 <input type="checkbox"/> 条件付一般競争入札の場合 開札後落札決定を保留とし、最低価格入札者を落札候補者として入札参加資格の審査を行い、資格を有すると認められた場合はその者に落札決定する。なお、最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札候補者とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 指名競争入札の場合 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上いるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札者とする。
契約締結について	落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要な場合には落札決定の通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結し、議会の議決があったとき当該契約が成立するものとする。

仕様書の確認について	従来どおり閲覧期間内に指定場所で仕様書（設計図書等）を閲覧すること。
前金払	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし（設計金額300万円未満の場合）
中間前金払又は部分払（どちらかを選択）	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし（設計金額300万円未満の場合）
無効入札について	<p>次のアからクまでのいずれかに該当する場合、当該入札は無効とする。</p> <p>ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。</p> <p>イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。</p> <p>ウ 入札者が2以上の入札をしたとき。</p> <p>エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。</p> <p>オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。</p> <p>カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。</p> <p>キ 神石高原町財務規則第96条第1項の入札保証金が所定の額に満たないのに、入札をしたとき。</p>
工事着手日について	工事着手日は、仕様書閲覧時に示した建設工事請負契約条項の予定工期（着手日）にかかわらず、契約締結日の翌日とする。
建設リサイクル法関係書類の提出について	<p>建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」（下記「対象建設工事の定義」参照）を請け負おうとする者は、法第12条第1項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>また、請負契約の当事者は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第4条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。</p> <p>このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から5日以内に、発注者（工事担当課）に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明するとともに、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出し、確認を受けた上で、発注者（契約担当課）に提出しなければならない。</p> <p>対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。</p> <p>「対象建設工事の定義」 「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。</p> <p>（ア）特定建設資材（1品目以上） ①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材 ④アスファルト・コンクリート</p> <p>（イ）工事規模 工事の種類/規模の基準 ・建築物解体工事・・・床面積の合計80㎡以上 ・建築物新築・増築工事・・・床面積の合計500㎡以上 ・建築物修繕・模様替工事・・・請負代金の額 1億円以上 ・建築物以外の工作物工事・・・請負代金の額500万円以上 （注）解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。</p>
公正な入札の確保について	<p>公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。</p> <p>③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。</p> <p>④ 入札者は、町が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。</p> <p>・入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。</p> <p>また、町が入札談合に関する情報入手した場合において、町の事情聴取等の結果、 ア）明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。 イ）明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札を無効とすることがある。</p>